

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第15号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第5号及び第4条第5号中「第7条第1項」の右に「及び第2項」を加える。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)